**A**　**次世代に手渡す良好な環境と景観を守る**

1. 「国立市まちづくり条例」素案が示されているが、基本的事項である市民参加によるまちづくりがより実行性のある条例になるか否か問われている。特に大規模開発における紛争予防のためには、よりきびしいルールづくりも必要である。

　　現在西2丁目住民が地区計画の提案をまとめ提出したが、受理後の市の動きが見えないまま工事着工となっている。このような住民発の提案が生かされる条例であってほしい。

1. 国立市にあった持続可能な自然エネルギー（太陽光・太陽熱・小水力・風力など）の検討を進め、公共施設の建て替え時には太陽光発電システムを優先的に設置する。次期の環境基本計画の中に「地域エネルギービジョン」を取り入れる。
2. 「城山さとのいえ」の運営については、広く公開で指定管理者を選考すると同時に、城山周辺の貴重な環境を守るため、市民・有識者による運営委員会の設置が必要である。農業・農地保全、はけの保全、水田の復活など多世代の参加ですすめるべきである。また、駐車場がないため高齢者・障がい者が行きづらいという声を聞くので、公共交通手段を早急に検討する。
3. 府中用水の通年通水を実現するよう用水の使途を明確にし、近隣市にも働きかけ国に要請していく。用水はビオトープ、小水力発電にも活用していく。
4. 生活環境の安全を守るため、水・土壌・大気・農産物の放射能測定を継続していく。市内の産業廃棄物業者の基礎自治体への情報提供は任意にとどめず、廃棄物運搬に関する情報提供を常に求め、市民にも情報を公開する。
5. 地下水を公水と位置づけ、地下水涵養をすすめるためにも、「地下水保全条例」をつくる。
6. 市役所庁舎をはじめ市内公共施設、学校では石鹸使用をすすめる。
7. EPR（拡大生産者責任）の促進を図ると共に、増え続けるプラスチックの減量や生ごみの堆肥化への協力を市報などで市民に呼びかけ推進する。
8. さくら通りの改修事業は、今からでも住民参加型の道づくりに切り替え、専門家を含む市民と行政の協議会を設置、将来に禍根を残さない道づくりや街路樹の保全に取り組む。

**B　市民協働でまちの賑わいをつくる**

1. 都市計画道路３・４・10号線の整備工事の進捗状況や旧国立駅舎復原等、市民への情報提供を早めに行い、地域住民の不安を解消する。国立駅周辺まちづくりについては、市民が集い、子どもたちが楽しめる広場構想を基本に国立市の長期計画として位置づけて進める。
2. 若い世代をより多く呼び込むためには、富士見台団地の建て替えを含む周辺地域の再生を早急に進める必要がある。再生計画にあたっては、地域住民のみならず全市民に情報を提供しながら市民参加で実施していく。
3. 矢川団地の建て替えの進捗状況については、市民への情報提供をすると共に、創出用地に関しては世代を超えた地域福祉の拠点となるよう工夫する。
4. 国立市内の空き家、空き店舗の利活用をすすめ、まちが活性化するようつとめる。

**C　子どもの健やかな成長を守る**

1. 「子どもの権利条約」に則った「国立市子どもの権利条例」を制定し、「子どもの人権オンブズパーソン」を設置する。
2. いじめ・不登校そのほか学校での児童・生徒に関するさまざまな問題に対応するため、専任のスクールカウンセラーまたはスクールソーシャルワーカーを全校に常駐させ、教職員と対等の立場で活動することが望ましい。また現場を経験している教育カウンセラーの任用も検討する。
3. 学校以外でも子どもが相談できるしくみ（チャイルドラインなど）の情報を広めるとともに、相談事業に関わる団体の活動を支援する。
4. 貧困による教育格差をなくすために、児童生徒の実態調査をおこない、放課後等の公的な学習支援を積極的に行い、地域の人材活用も進める。
5. 児童・生徒の居場所づくりを充実させる。「子ども食堂」などの新たな取り組みが各地域で進むよう、NPOや民間団体を支援する。
6. プレーパークは、城山公園のほか、全市の児童・生徒が通える場所にも設置できるようNPOや地域の保護者に協力をもとめ、実施していく。
7. さまざまな障がいを持つ子どもが切れ目のない支援を受ける中で成長ができるように、乳幼児から学齢期さらに若者に至るまでの支援体制とネットワークづくりを行う。近年増加傾向にある発達障がいを持つ児童生徒のための放課後デイサービスの市内事業所の実態調査をし、十分な指導ができるよう公的な支援も考慮する。
8. 若い世代のデートDVや性感染症が増加している現状を踏まえ、中学校においても、リプロダクティブ・ヘルツ、ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点から専門的な外部講師等を招くなど、適切な人権教育を行う。
9. HPVワクチン（子宮頸がんワクチン）については、重篤な副反応被害が報告されている現状を鑑み、国に引き続き積極的勧奨中止を求めると共に、接種後年月を経てから突然発症することがあるため、継続して接種者全員の追跡調査を行う。また教育現場では、効果とリスクに関する公正で十分な情報提供を保護者に対しても行う。
10. 老朽化した学校給食センターの大規模改修と建て替えが検討されているが、防災や食の安全、食教育、地域コミュニティの観点から、今改めて自校式への転換を市民全体の問題として検討することを提案する。保護者参加の学校給食センター運営審議会、物資納入選定委員会、献立作成委員会のこれまでの歴史と実績を踏まえ、保護者の意見を十分に聞き、財政面だけでの結論は出さない。

1. 小中学校・保育園の給食提供にあたっては、食品放射能測定と情報公開を継続し、引き続き放射能汚染のない食材の調達、国産、無添加、非遺伝子組み換え、無農薬・減農薬にこだわる厳しい基準を堅持する。

**D　若者（１５歳～３９歳）を支援し、持続可能な地域をつくる**

さまざまな事情により社会参加の難しい若者に対し、安定的・継続的な支援をおこなえる「若者支援」に特化した窓口を作り、担当を配置する。

①立川市等の「若者サポートステーション」と連携し、若者の就労支援、定着のための労働相談ができる体制をつくる。

②不登校生徒や、ひきこもりの生徒の早期発見・指導をおこなう。東京都の「引きこもり対策」の制度を利用し連携をはかる。

**E　女性の人権と平和を守る**

1. 国立市第４次男女平等推進計画の進捗状況の点検評価をする中で、すべての女性施策の基本理念として、次期には「男女平等推進条例」の策定を検討する。
2. 現在行われている女性支援・DV被害者支援をさらに充実させる。女性が相談しやすいよう女性が担当するワンストップの窓口を設置する。
3. DV被害者のシェルターに関し実態調査し、財政的支援の増額を検討する。
4. 災害時の避難所には運営リーダーとして必ず女性職員又は地域の女性リーダーを配置すること。避難所での二次被害を避けるために、日ごろの訓練時から女性リーダーの育成に努める。
5. ひとり親家庭への孤立や生活困窮に対する支援が重要だが、国立市のひとり親家庭ホームヘルプサービス派遣事業の単価は15年間見直しがされていない。安心できるサービスを提供するため、適切な価格を設定し事業の継続を図る。
6. 平和施策に関し、「くにたち桜会」の方々からの被ばく体験を聞く事業を小中学校にも広げ、平和の大切さを子どもたちも体験する。青少年育成基金を活用しての広島市への派遣事業を継続し、広島に行った子どもたちによる発表の場を各学校でも行う。

**F　誰もが自分らしく暮らす**

1. 多様化する社会の中で、地域のさまざまな課題に取り組むため、CSW（コミュニティーソーシャルワーカー）の積極的な活動を支援する。市の包括支援センターと社会福祉協議会と連携を強化し、特に制度のはざまにある課題に関しCSWが動きやすいような体制をつくる。
2. 医療と介護の連携といっても、担う医師が不足している在宅医療の現実がある。調布市や町田市では、在宅医療を支える医師の研修を本格的に取り組んでいる。国立市でも早急に医師会に要望する。
3. 介護予防・日常生活支援総合事業では、多様なサービスに市民自らが主体となって問われるしくみづくりが求められている。そのためには、新総合事業について、もっと市民が知る機会を提供する必要がある。各種ボランティア団体や市民活動団体、施設、医療機関、市の情報をわかりやすく公開し、ネットワークづくりに取り組む。
4. 介護予防については、高齢者の体操教室や居場所づくりを行っている市民団体を把握し、誰もが気軽に介護予防活動に参加できるようなシステムづくりを支援する。特に場所の提供の支援が必要である。
5. 在宅介護のケアラー同士の情報交換会の場を増やし、ケアラーが孤立感を抱えず、地域で地域の人を支えあえる市独自の施策をすすめる。「在宅ケアを考える会」「認知症家族の会」「高次能機能障がい者と家族の会」など市民グループへの支援を行う。
6. 経済的事情で介護保険を利用できない人の実態を把握して、就労相談や支援をするしくみをつくる。
7. 一人暮らしの高齢者等、孤立した食事をしている人に対しては、定期的に「共に食べる」場を各地域に増やしていく。高齢者食事サービスについては定期的な食事会を行い、利用者のニーズを把握し、食事・見守りサービスの質の向上につとめる。
8. 障がい者の雇用促進に向けて、市内企業が障がい者法定雇用率を守っているかを把握し達成している企業の事例等公表して、障がい者の雇用促進をすすめる。
9. 地域公共交通会議において、コミュニティーワゴンの事務事業評価を行い、地域の福祉有償運送の活用もすすめる。
10. 大きな災害が万一起きた場合のためにも、東京都多摩障がい者スポーツセンターを災害時の二次避難所となるよう市と協定を結ぶことを進める。